1

めるべき事項を次のとおり記載する予定である

平成三十一年四月:

日

福島県知事

内 堀 雅 雄

規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定

公告第五十九号

東日本大震災復興特別区域法

(平成)

一十三年法律第百二

<u>十</u>

一号) 第四十八条第四項の

2

いわき市のうち、

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件 公 告

件

告

公

都市計画の変更の種類及び名称 種類 いわき都市計画道路

福

三・五・一二八号久之浜港線

2 1

三・六・一 七四号豊間四倉線

三・四・一一一号勿来小浜線

都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域

小塚及び字北ノ作の各一部の区域、平沼ノ内字浜街の一部の区域、岩間町輪山及びいわき市のうち、平豊間字塩屋町及び字船附の各一部の区域、平薄磯字宿崎、字 岩間町岩下の各一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域 都市計画から除外される土地の区域

平薄磯字宿崎の一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域

久之浜町久之浜字立の一部の区域、

平豊間字船附の一部の区域

都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1

1

公告第六十号

規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定 めるべき事項を次のとおり記載する予定である。 東日本大震災復興特別区域法 (平成) 一十三年法律第百二十二 号 第四十八条第四項の

平成三十一年四月二日

都市計画の変更の種類及び名称

福島県知事

内

堀

雅 雄

1 種類 いわき都市計画緑地

2 名称 九号豊間防災緑地

都市計画の変更を定める土地の区

都市計画から除外される土地の区域 いわき市のうち、平豊間字塩場、 字兎渡路及び字合磯の各

部

前の区域

 \equiv 1 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計

課

2 縦覧期間

兀

平成三十 一年四月四日から同月十八日まで

縦覧期間内に福島県に提出することができる した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、 日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記 その他 わき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、 三の2に掲げる 東

都市計画課

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画

2 縦覧期間

課

平成三十

四 その他 一年四月四日から同月十八日まで

縦覧期間内に福島県に提出することができる した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる 日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記 いわき都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、

都市計画課

東 発行者 印刷所 福 株式会社 島 第

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

1 箇月 3,500円】 【定価

긺 印